

英国と「教育バウチャー」について

英国の小学校・中等学校における教育費の配分に関して「『子ども一人当たり単価』が使われている」と言われることがある。

これは、公立学校への「公平な資金配分」(fair funding)のことを指すと思われるが、以下の実態についての理解が必要である。

1. 英国の「子ども一人当たり単価」はヴァーチャルなもの

児童生徒単価は積算の出発点に過ぎず、さまざまな補正がなされる結果、歴史的経緯(historical basis)で配分

- ・ 2005年度の地方教育当局(LEA)ごとの児童生徒単価は2936ポンドから5181ポンドまでさまざま (P3)
 - ・ 基本となる金額に、LEAごとに異なる複雑な係数を次々と掛け合わせ、最終的には前年度ベースに一定率を上乗せ
- 「子ども一人当たり単価」は、実際のLEAや学校における積算と関係がなく、その合理性・客観性が常に議論の対象になっている
 - ・ 都市部の貧困地域を持つLEAは「もっと優遇すべき」と主張
 - ・ 郊外のLEAは「都市部が優遇されすぎ」と主張
 - (我が国の標準法に相当するものがなく、配分に関して地域で不公平感)
- ・ 2006年度の「全額国庫負担」の導入に際しては、全国的な児童生徒単価を使用せず、前年度実績をベースに配分 (P4)

日本が「機関補助」で、英国が「子ども主体の配分」というのは誤解

- ・ 英国にも「学校単位」「教員単位」「LEA単位」の積算は数多く存在。学校には、こうした予算が別途配分
 - ・ 多くの特定補助金は、学校を単位に交付
 - ・ 教員確保のための補助金は、教員を単位に交付
 - ・ 児童生徒が急減したLEAへの4%予算増保障は、LEAを単位に交付
- ・ 日本では、児童生徒数が決まった上で、標準法により必要な学級数・教職員数が算出
 - 教職員数は、児童生徒数に連動しており、これも「子ども主体の配分」

2 . 英国では私学助成はゼロ

Voluntary Schoolは「学校裁量の多い公立学校」(Maintained Schoolsのひとつ)

- ・ LEAによる就学指定の対象であり、入学者選抜も行わない(通常のCommunity Schoolと同じ)

英国の私学は、まったく公費を受けずに運営

- ・ 公立と同等条件(equal footing)ではない

むしろ、英国政府は、公立学校の予算を、私学並みの水準に増やす方針

- ・ 公立学校の児童生徒一人当たり教育費は5000ポンド(2005年度)、それに対して、私立学校では一人当たり8000ポンド
- ・ そこで、2006年度政府予算案で「政府の長期計画は、すべての子どもが、私立学校の子どもの同水準のサポートと機会に恵まれるようになること」と発表(P5)

3 . 英国の教育水準向上の成果は、資金配分方法と直接には関係しない

教育水準向上は、教育費の総額を増やした上で、全国テストや学校評価等の施策を導入した成果

- ・ 教育費を大きく増額して条件整備(例:小学校1・2学年の30人学級、教員の給与改善、施設整備)(P6)
- ・ あわせて、国による地方への強力かつ具体的な関与(全国テスト、学校評価、「失敗校」への支援など)

イギリスの2005年度の教育費の積算

LEAごとに以下の流れで算出

1. 4つの段階の経費を算出

(1) 就学前

(「児童単価」(£ 2892) × 児童数) + 「追加教育経費」(単価 £ 1450) × 係数 × 児童数))
× 教員確保困難係数(1 ~ 1.5) × 総額調整(0.999999)

(2) 小学校

(「児童単価」(£ 2266) × 児童数) + 「追加教育経費」(単価 £ 1450) × 係数 × 児童数)
+ 「密度補正経費」(£ 187 × 児童数 × 係数)) × 「教員確保困難係数」(1 ~ 1.5) × 総額調整

(3) 中等学校

(「生徒単価」(£ 2968) × 生徒数) + 「追加教育経費」(単価 £ 1450) × 係数 × 生徒数)
× 「教員確保困難係数」(1 ~ 1.5) × 総額調整

(4) 高コスト児童生徒

(単価(£ 8168) × 対象児童生徒数) × 「教員確保困難係数」(1 ~ 1.5) × 総額調整

「追加教育経費」の係数は、「生活保護・失業手当を受ける家族の児童生徒」「扶養家族税額控除
を受ける家族の児童生徒」「英語を母国語としない児童」「特定人種の生徒」等で算出

「密度補正」の係数は、小学校のみ1991年の国政調査に基づいた指数を使用

2. 4つの段階を合計して総額を算出し、それを児童生徒数で除した額を算出

(1) 一人当たり対前年度が5.5 ~ 8.75%の範囲に収まる場合

その合計額を使用

(2) 一人当たり対前年度が5.5 ~ 8.75%の範囲に収まらない場合

一人当たり対前年度比が5.5 ~ 8.7%の範囲に収まるように総額を調整

(最終的なLEAごとの児童生徒単価は、全国平均 £ 3327に対して、£ 2936から £ 5181までさまざま)

2006年度のイギリスの「義務教育特定負担金」の地方への配分【概要】

教育技能省が、以下の手順で、149の地方教育当局(LEA)ごとに配分額を算出。

1. 前年度の各LEAの子ども一人単価を算出 【全国平均 £ 3411】

「2005年度の予算額」(総額 £ 251億) ÷ 「2005年度の子ども数」(総数736万人)
= (A) 「2005年度の子ども一人単価」

2. 子ども当たり上乗せにより基本配分額を算出 【総額 £ 262億】

(A) + 「最小上乗せ(ロンドン5.1%、その他5.0%)」 × 「2006年度の子ども数」(総数732万人)
= (B) 「2006年度の基本配分額」

3. 政策増を加えた配分額を算出 【総額 £ 266億】

(B) + 「政策増(LEAにより異なる)」(総額 £ 4億) = (C) 「2006年度の配分額(政策増後)」

4. 前年度予算が国の積算を下回るLEAに上乗せをした配分額を算出 【総額 £ 267億】

(1) 2005年度の予算額が国の積算額を下回ったLEA 【44のLEA】

(C) + 1/4 (「2005年度の国の積算額」 - 「2005年度の予算額」)
= (D) 「2006年度の配分額(下限調整前)」

(2) それ以外のLEA 【105のLEA】

(C) = (D) 「2006年度の配分額(下限調整前)」

5. 最終配分額を決定 【総額 £ 267億】

(1) 「2006年度の配分額」(D)が「2005年度の予算額」より4%以上多いLEA 【全149のLEA】

(D) 「2006年度の配分額(下限調整前)」 = (F) 「2006年度の最終配分額」

(2) それ以外のLEA 【該当なし】

「2005年度の予算額」 + 「4%の上乗せ」 = (F) 「2006年度の最終配分額」

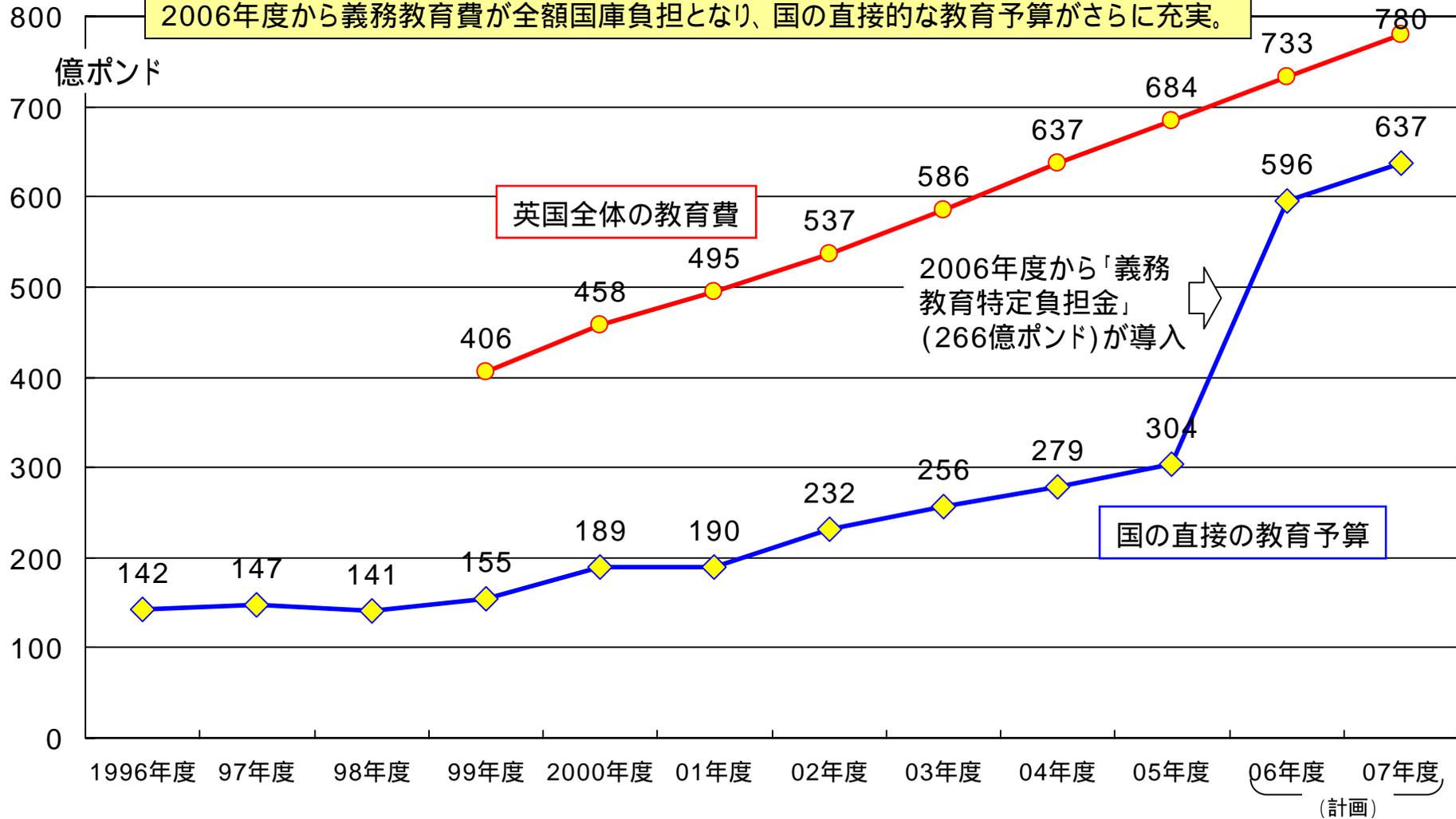
参考

「2006年度の最終配分額」(£ 267億)は、「2005年度予算額」(£ 251億)に対し6.2%増

「2006年度の子ども一人単価」(£ 3643)は、「2005年度の子ども一人単価」(£ 3411)に対し6.8%増
(単価は、最高の£6708から最小の£3532までさまざま)

イギリス政府の教育予算はブレア政権下で急増

1997年のブレア政権登場以来、教育予算の充実が推進。
2006年度から義務教育費が全額国庫負担となり、国の直接的な教育予算がさらに充実。



「国の直接の教育予算」は、各年度の「省庁別歳出限度額」(DEL, Departmental Expenditure Limit)の教育技能(Education and Skills)のResourceとCapitalの合計額(2000年度までは教育雇用(Education and Employment))。「英国全体の教育費」は、各年度のTotal education spending (in UK)の額。
出典は、英国財務省(HM Treasury)の「包括的歳出見直し」(CSR, Comprehensive Spending Review)の1998年版(96-98年度分)、2000年版(99-00年度分)、2002年版(2001-03年度分)、「財政状況及び予算説明書」(Financial Statement and Budget Report)の2006年版(04-07年度分)(2001年度の「英国全体の教育費」はCSR2000)。